

長	期
---	---

群 広 第 1 7 4 号

令 和 6 年 5 月 1 5 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

個人情報ファイル簿作成要領の制定について（通達）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）
第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿の作成等について、別添のとおり個人情報ファイル簿作成要領を制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

個人情報ファイル簿作成要領

1 趣旨

この要領は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿（以下「ファイル簿」という。）の作成等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ファイル簿作成の対象となる個人情報ファイル

ファイル簿作成の対象となる個人情報ファイルは、群馬県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び群馬県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が保有する個人情報ファイルとする。

ただし、別紙1に掲げる法第75条第2項各号に規定する個人情報ファイルを除く。

3 ファイル簿の様式

ファイル簿の様式は、群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程（令和5年群馬県警察本部告示第2号）別記様式第1号とする。

4 ファイル簿の記載

別紙2「個人情報ファイル簿記載要領」によるものとする。

5 ファイル簿の作成・変更

ファイル簿作成の対象となる個人情報ファイルを新たに保有したとき又はファイル簿に記載した事項に変更があったときは、当該個人情報ファイルを保有する所属長は、ファイル簿を作成又は変更するものとする。

6 登録の手続

- (1) 前記5により、ファイル簿を作成又は変更した所属長は、所要の決裁を受けるものとする。この場合において、当該所属長は、広報広聴課長の合議を受けるものとする。
- (2) 所属長は、登録簿に係る決裁手続が終了した場合は、当該ファイル簿を広報広聴課長に送付するものとする。
- (3) ファイル簿を作成した所属長は、個人情報ファイルの保有をやめたとき又は当該個人情報ファイルに記録されている本人の数が1,000人を下回った場合は、その旨を広報広聴課長に報告するものとする。

7 ファイル簿の公表

- (1) 広報広聴課は、公安委員会及び警察本部長のファイル簿を群馬県警察ホームページに掲載し、一般の閲覧に供するものとする。
- (2) 広報広聴課は、公安委員会及び警察本部長のファイル簿を備置き、一般の閲覧に供するものとする。

8 準用規定

前記3から7までの規定(4の規定を除く。)は、公安委員会が行うファイル簿の作成に関する事務について準用する。この場合において「所属長」とあるのは、「警務部総務課長」と読み替え、その他の必要な技術的読み替えは次表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
3	群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程（令和5年群馬県警察本部告示第2号）第2条	群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年群馬県公安委員会規則第3号）第2条

別紙 1

次のいずれかに該当する場合は、ファイル簿の作成対象外となる。（法第 7 5 条第 2 項各号）	
1	国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル（第 1 号）
2	犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル（同号）
3	職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）（同号）
4	専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル（同号）
5	1 年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル（同号）
6	資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの（同号）
7	職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの（同号）
8	本人の数が 1 , 0 0 0 人未満の個人情報ファイル（同号）
9	職員以外の者の人事、給与若しくは福利厚生又はこれらに準ずる個人情報ファイル（同号）
10	既に公表されているファイル簿に記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内であるもの（第 2 号）
11	電子計算機処理によらない個人情報ファイルであつて、その利用目的及び記録範囲が、既にファイル簿で公表されている電子計算機処理に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの（第 3 号）

別紙 2

個人情報ファイル簿記載要領

1 個人情報ファイルの名称

当該ファイルが利用に供される事務が具体的に明らかになるような名称を記載する。

(例：〇〇管理者ファイル、〇〇受給権者ファイル等)

2 行政機関等の名称

当該ファイルを保有している機関の名称（「群馬県公安委員会」又は「群馬県警察本部長」）を記載する。

3 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

当該ファイルを利用する事務を所掌する所属の名称を記載する。

(例：警務部広報広聴課、〇〇警察署)

4 個人情報ファイルの利用目的

当該ファイルがどのような事務に利用されるのか閲覧者が具体的に認識できるように、利用目的をできる限り特定して、分かりやすい表現で記載する。

(例：〇〇審査事務における本人の資格審査のために利用する（「〇〇審査事務」のみでは漠然としているので例のように記載する。）。)

5 記録項目

(1) 当該ファイルに記録されている個人情報の項目を分かりやすい表現で具体的に記載する。順に番号を付すとともに、各記録項目の間を「、」で区切る形で記載する。

(例：1 氏名、2 住所、3 性別、4 年齢、・・・)

(2) 記録項目を記載することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、警務部広報広聴課と協議の上、記載しないことができる。

6 記録範囲

保有個人情報の本人として当該ファイルに記録される個人の範囲を分かりやすい表現で具体的に記載する。

保有個人情報の本人として記録されている個人の種類が複数ある場合には、全てを列挙する。

(例：〇〇申請書を提出した者（令和△△年度以降）)

7 記録情報の収集方法

- (1) 保有個人情報収集の相手方及び手段を分かりやすいよう明確に記載すること。
(例：〇〇講座の受講者からの申込書の提出、△△試験の申込者からのオンラインフォームでの入力)
- (2) 収集の相手方及び手段を記載することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、警務部広報広聴課と協議の上、記載しないことができる。

8 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

記録情報に下記の表に掲げる要配慮個人情報が含まれる場合には「含む」の□印を■印に変更する。含まない場合には「含まない」の□印を■印に変更する。

要配慮個人情報（法第2条第3項）		
1	人種	人種、世系又は民族的若しくは種族的出身
2	信条	政治的思想、信仰する宗教のような個人のものの見方や考え方
3	社会的身分	ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位
4	病歴、健康診断等の結果、医師等による診療等の情報、障害があることの情報	病歴、健康診断・ストレスチェック・遺伝子検査の結果、医師等による保健指導・診療・調剤に関する全ての情報、各種障害（特殊の疾病）がある（あった）ことを特定させる情報（障害の種類・部位・程度・手帳の給付歴・障害福祉サービスの受給歴）、外見上明らかに障害があること（補装具の有無等）
5	犯罪歴、刑事事件又は少年事件に関する手続きの状況	刑事事件又は少年法の保護事件に関する手続きが行われた事実、有罪の判決を受けた事実及び刑の執行又は猶予の状況
6	犯罪被害歴	犯罪の被害に遭ったことの実

9 記録情報の経常的提供先

- (1) 当該事務で取り扱っている保有個人情報の経常的な提供先（他機関や外部への提供）の有無について、「有」、「無」のいずれかの□印を■印に変更する。
また、提供している場合は、（ ）内に提供先を具体的に記載する。
- (2) 経常的提供先を記載することにより当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、警務部広報広聴課と協議の上、記載しないことができる。

10 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地

開示請求、訂正請求及び利用停止請求を受理する所属として、下記のとおり記載する。

(名 称) 群馬県警察本部警務部広報広聴課

(所在地) 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

11 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等

- (1) 他の法令の規定により個人情報の訂正及び利用停止に関する特別の手続きが定められているときは、「5. 記録項目」に付した番号及び当該法令の条項（法令番号を含む）を記載する。

（例：2、4及び5の各記録項目の内容については、△△法（平成××年法律第〇〇号）第△条第□号に基づき訂正請求できる。）

- (2) 特別の手続きが定められていないときは「―」を記載する。

12 個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無

- (1) 個人情報ファイルの種別の欄は、該当する□印を■印に変更すること。個人情報ファイルの種別は次のア又はイのとおりである。

ア 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電子処理ファイル）

特定の保有個人情報を電子計算機処理を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

（例：情報システムで保有されるファイル、パソコン等で使用される表計算ソフト用ファイル（Excelなど）等）

イ マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）

氏名、生年月日、その他の記述により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。

（例：索引・目次などが付された紙ファイル（簿冊、綴り等））

- (2) 個人情報ファイルの種別が電子処理ファイルであり、当該ファイルを作成するのに使用した入力票又は出力票をマニュアル処理ファイルとしても保有している場合は、「政令第21条第7項に該当するファイル」の「有」の□印を■印に変更する。保有していない場合は、「無」の□印を■印に変更する。

13 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

- (1) 記録情報が次のアからウのいずれにも該当する場合、行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象となるため、「該当」の□印を■印に変更する。

ア 事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものと認めて個人情報ファイル簿に掲載しないこととした情報がな

いもの

イ 群馬県情報公開条例第13条に基づき、個人情報ファイルを構成する 保有個人情報に記載されている公文書の開示請求があった場合に次の(ア)又は(イ)のいずれかを行うもの

(ア) 記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する場合

※ 例えば、個人情報ファイルのうち「氏名」や「住所」等は、その情報により特定の個人を識別することができるため情報公開条例第14条第2号により開示となります。一方、「介護認定日」や「医療種別」、「給付割合」、「収入」等は同条各号に該当しないと考えられることから開示となります。このように個人情報ファイルの一部を開示する場合が該当します。

(イ) 同条例第21条第1項及び第2項に基づき、開示決定等するに当たって、第三者に対して意見書提出の機会を与える場合

※ 主に、情報公開条例第14条各号に掲げる不開示情報に該当するが人の生命や健康等の保護その他高度な公共的利益のために開示することが必要と認められる情報が含まれる個人情報ファイルが該当します。

ウ 事務及び事業の適正かつ円滑な運用に支障のない範囲内で、保有個人情報を加工することが極めて困難でない個人情報ファイルとして次の(ア)から(エ)のいずれにも該当しないもの

(ア) 加工可能な状態とするために多大な作業を要するもの（電子計算機処理されていないマニュアル処理ファイルであって、多大な作業が必要なもの等）

(イ) 行政機関等匿名加工情報の作成のためには情報システムの運用を長期間停止する必要がある等適正かつ円滑な運用ができなくなるもの

(ウ) 情報システムの仕様上、電磁的記録として出力が不可能であるもの

(エ) 公文書開示請求があったとしたならば部分開示をすることは可能であるが、加工できる箇所が一の情報項目の内容に限られる等極めて限定的であり、かつ、開示請求した場合に、当該情報項目の内容が開示されるため、公文書請求すれば足り、行政機関等匿名加工情報の提案の募集を行う実質的意義はなく、提案の募集対象とすることで非効率的な行政運営となるもの

(2) 提案募集の対象とならない場合には「非該当」の□印を■印に変更すること。

14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地

(1) 「13 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨」において「該当」と記載した場合に下記のとおり記載する。

(名 称) 群馬県警察本部警務部広報広聴課

(所在地) 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

(2) 提案募集の対象とならない個人情報ファイルである場合は「ー」を記載する。

15 行政機関等匿名加工情報の概要

- (1) 過去に提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成した場合には、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目（記録項目及び情報の粒度（住所であれば市町村単位等））を記載する。

（例：本人の数：1万人、情報の項目：氏名（削除）、住所（市町村単位に置換え）、生年月日（生年月に置換え）、性別（男女の別））

- (2) 作成した行政機関等匿名加工情報がない場合は「―」を記載する。

16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地

- (1) 「15 行政機関等匿名加工情報の概要」に行政機関等匿名加工情報の概要を記載した場合には、行政機関等匿名加工情報の提案を受け付ける組織の名称及び所在地を下記のとおり記載する。

（名 称）群馬県警察本部警務部広報広聴課

（所在地）〒371－8570 群馬県前橋市大手町1－1－1

- (2) 作成した行政機関等匿名加工情報がない場合は「―」を記載する。

17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

- (1) 「15 行政機関等匿名加工情報の概要」に行政機関等匿名加工情報の概要を記載した場合には、当該行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け付ける期間を記載する。

なお、提案を受け付ける期間は、○月○日から○月○日とする。

- (2) 作成した行政機関等匿名加工情報がない場合は「―」を記載する。

18 その他

- (1) 備考欄はその他参考となる事項を記載する。
- (2) 各欄に記入しきれないときは、本様式の例により適宜作成した書面に記載して、当該書面を添付する。